

## 霞ヶ浦北浦の「いさざごろひき網」漁法年譜

外岡 健夫

漁船を横にして網を曳くという霞ヶ浦北浦独特の漁法は、1968年頃まで操業されていた「帆曳き網漁法」が最もよく知られている漁法であったが、霞ヶ浦北浦ではもう1つの同様な漁法がある。それは「横曳き」と呼ばれる漁法で、かなり古くから両湖で行われてきた漁法である。

この「横曳き」は「いさざごろひき」とも呼ばれ、「小型機船底曳き網漁業のうち手繩り第1種漁業（地方名称：いさざごろひき網漁業）」に活かされている。通称「横曳き」と呼ばれる由縁は船を舷側（横向き）に移動させて網を曳くことからである。霞ヶ浦北浦では1997年現在、563隻が知事の許可を得ており、「わかさぎしらうおひき網漁業（トロール）」の漁船数を上回る隻数が操業している。この漁法が何時の時代に創始されたのか不明であるが、参照文献等で既に1887年当時イサザゴロ曳き漁が行われていたことから、少なからず100年以上の歴史ある漁法であることは明らかである。

1945年代当初の物資不足の時代には、この漁法が構造的装置から思ったよりも小資本で済むためからか農業との兼業でこの漁に従事する人がかなり多かった様である。

この漁法は「公魚帆曳き網」と同様に日中は農業に従事し、夜間（ここでの夜間とは主に宵の時間帯や夜明け前のまだ暗い時間に漁場に行き錨を下において夜の明け

ると同時に操業に入ることをいっている）に漁が行われていた。また、網を曳く動力として、人力を用い「神楽桟」（Kagurasan）と呼ばれる綱巻機で曳綱を巻揚げることにより船ごと引き寄せるが、人力によるこうした光景は1974年頃まで続いていた（一説には船の動力化が始まった頃からかなり初歩的な装置の機械化がされたともいわれているが定かではない）。今日見られるミッション曳き化は、出島村（現霞ヶ浦町）で最初に自動車のミッション部分を利用して開発されたが、それまでの手巻き時代とは比較にならない大漁となり、翌年北浦でもミッション技術が導入された。それにつれ、操業時間帯も夜間曳きから日中曳きに変化していった。その理由は、手巻き時代とは比較にならないミッションでの曳く力（馬力）とスピードが危険を伴い、人身事故や笹浸などの他の漁業への妨害をさける事などからであった。以後このミッション化は両湖に広まり、現在最も盛んな漁業の一つで、逆に操業時間の制限等が検討されている。今回横曳き漁法の歴史を年譜としてまとめた。

なお、本漁法のとりまとめにあたってはレイモン・アザディ著「霞ヶ浦の系譜」（筑波書林、1995）を参照した。また、次の方々からご教示戴いた。記して感謝の意を表す。椎名英衛・田口三郎・葉梨正・大久保利光・宮本三郎の各氏。

主な名称	
イ	うかし（ダブ）
ロ	繩
ハ	端元網
ニ	曳き網（巻き網）
ホ	出し棒（張り出し）
ヘ	網巻機（ミッショントラスル）
ト	出し網
チ	手木
リ	浮子（アバ）
ヌ	沈子（ヤツ）
ル	網（袋網）

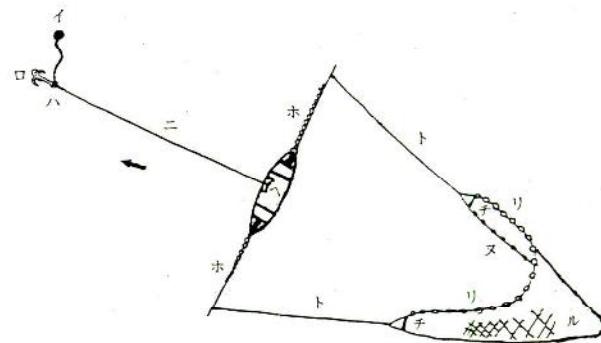


図1 「いざごろひき網」操業形態

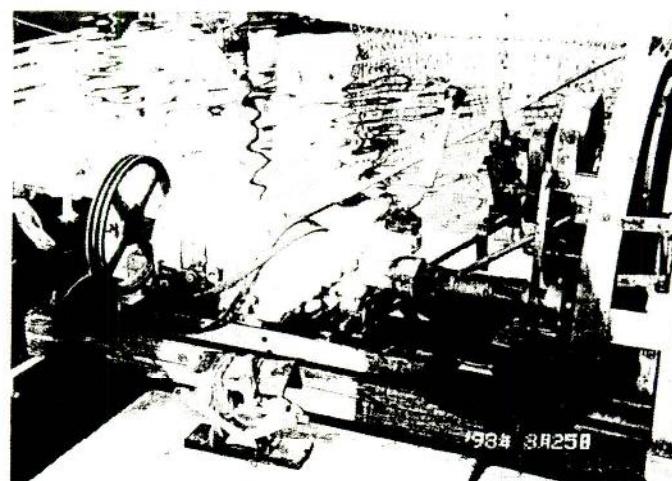
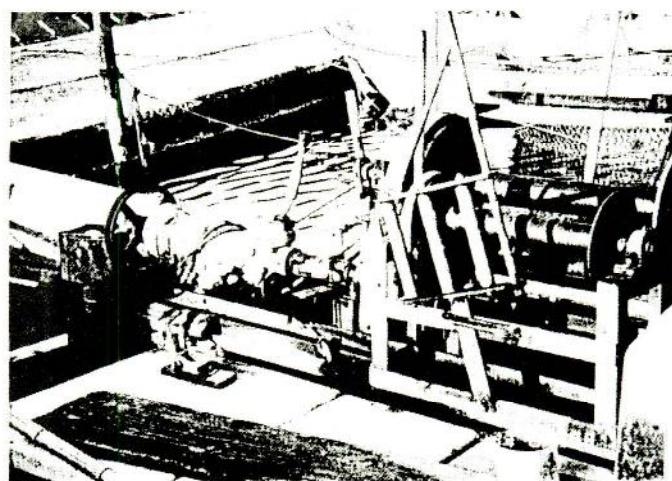


写真1 ミッション装置

年 目 標	事 象			ザザエビと呼ばれる小形のエビが可成り混獲されていた。
1910 明治43	・この頃いざざあみ曳きで1回の操業で108 litreもの水揚げが有り、この水揚げ量は通常時より可成り多い量で、こうした思わぬ水揚げ現象を「ふったち」と呼んでいた（「ふったち」とは今まで浪静かだった湖面が急に吹き出した風によりイサザアミが表面から下方に移動するのでこの時網を曳くとこうした思わぬ水揚げとなる、これを「ふったち」と云う）。	1951 昭和26		・いざざ曳き網漁業が県知事の許可漁業になった（茨城県規則第51号）。
1911 明治44	・この頃の「いざざ網」は、1流れ（1回の操業）凡そ330メートル前後の距離を曳いていた。	1954 昭和29		・この頃横曳きの船自体に5馬力程度の石油エンジンが付けられ、漁場に行つたが、網を曳く方はまだ「カグラサン」を用いていた。
1945 昭和20	・細美網（いざざ網）はこの頃農業との兼業者が可成りいた。	1955 昭和30		・この年の「いざざごろ曳き網漁業」の知事許可件数は952件になった。
1947 昭和22	・この頃から細美網は対象魚に合わせ呼び名を分けて呼ぶようになった。例えばイサザアミを目的とした時は「いざざ網」と呼び、ゴロ（ハゼ類）を目的とした時は「ごろ網」、後に両者をそれぞれ「いざざ曳き」、「ごろ曳き」などとも呼ぶ様になった。	1957 昭和32		・この頃「いざざ・ごろ網」の名が用いられているが、まだ「いざざ網」、「ごろ網」に分けて用いられていた。
1950 昭和25	・この頃「押し曳き」と呼ばれる漁法の横曳きが極く小形の網を用いて主にザザエビと呼ばれる小形のエビを目的に操業されていた。  ・この頃の水揚げ量は1日（7～8回曳く）80kg位と云われている。この中には目的のイサザアミやゴロのほかに	1958 昭和33		・いざざ曳き網漁業の県知事許可件数がこの年から減り始め、1961年には703件であった。
		1959 昭和34		・この年の漁獲量は2547トンで、霞ヶ浦は1838トン、北浦は709トンであった。
		1962 昭和37		・農林水産統計年報による水揚げは両湖で1836トンであった。
		1963 昭和38		・この年11月の許可漁業件数は778件であった。
		1964 昭和39		・この頃まだ「こませ曳き」の名が用いられていた。  ・この年茨城県規則第91号で規則の全面的改正が行われ「いざざ・ごろ曳き

		網漁業」は「曳き網漁業」に漁業名称が変わった。従って「いさざ・ごろ曳き網漁業」は地方名称となった。			・この頃「もち網」の外にワカサギ用のトロール網に手を加えて用いる者が現れる様になった。
		・この年の許可件数781件で、周年操業されていた。	1974	昭和49	・この頃それまでのカグラサン曳きからミッション曳き（自動車のミッションを利用してした）に変わった事により、入網率が格段に上がった。このため可成りの漁師（漁業者）がミッション曳きに移った。以後凡てミッション曳き化した。
1968	昭和43	・この年茨城県規則第49号で「いさざ・ごろ曳き網漁業」は漁業名称が「小型機船底曳き網漁業」と「底曳き網漁業」とに分かれた。前者は手繰り第1種漁業（いさざ・ごろ曳き網漁業）、後者は無動力いさざ・ごろ曳き網漁業となった。  ・いさざ・ごろ曳き網漁業の県知事許可件数が650を数える。			・ミッション曳きの動力には当初農業用耕運機の動力であったガソリンエンジンが用いられたが、後に石油発動機に変わり、次いでディーゼルの発動機が用いられる様になり現在に至っている。
1970	昭和45	・この頃北浦等で神楽桟の巻取部（ドラム部）には太い丸太に穴を開けその穴部に竹の棒（木の棒を用いた人もいた）を差し込み、その取手部を手で回し曳縄を巻いた。	1975	昭和50	・霞ヶ浦最大の漁業者数を数える出島村（現霞ヶ浦町）の「いさざ・ごろ曳き網」の許可件数は211件であった。
1971	昭和46	・出島村（現霞ヶ浦町）で最初に自動車の駆動部（ミッション部分）を改良した巻縄機が創始された（ミッション曳きと呼ばれる方法が開発された）。	1978	昭和53	・この頃横曳きは春先は主にイサザアミを目的にかつ秋口はエビ、ゴロを目的に曳く人が多かった（いたという）。  ・この頃エビの漁獲量は1日当たり凡そ200kg位であった。
1972	昭和47	・北浦でも霞ヶ浦に倣って改良巻縄機が導入された。  ・この頃「いさざ曳き網」「ごろ曳き網」の網は圧倒的に「もち網」が用いられるようになった（以前は布網を用いていた）。			・この頃ミッション曳きの巻縄（ロープ）は600メートル位だったが、錨部（アンカー）等が有り実質560メートル位と云われている（1束200メートルのロープ束3束を使用している）。
			1982	昭和57	・いさざ・ごろ曳き網漁業による漁獲

		量がこの年5362トンの水揚げ年となつた。
1988	昭和63	・この頃より巻縄（ロープ）がそれまでより長くなり800メートル以上曳く人も現れ出した。
1997	平成9	・県知事許可漁業の「いざさ・ごろ曳き網」の正式漁業名称は次の様になっている。「漁業名称は小型機船底びき網：漁業種類は手繩り第1種漁業：地方名称がいざさ・ごろ曳き網」となっている。  ・いざさ・ごろ曳き網漁業の県知事許可件数は西浦で427件、北浦は136件、合計563件を数える。